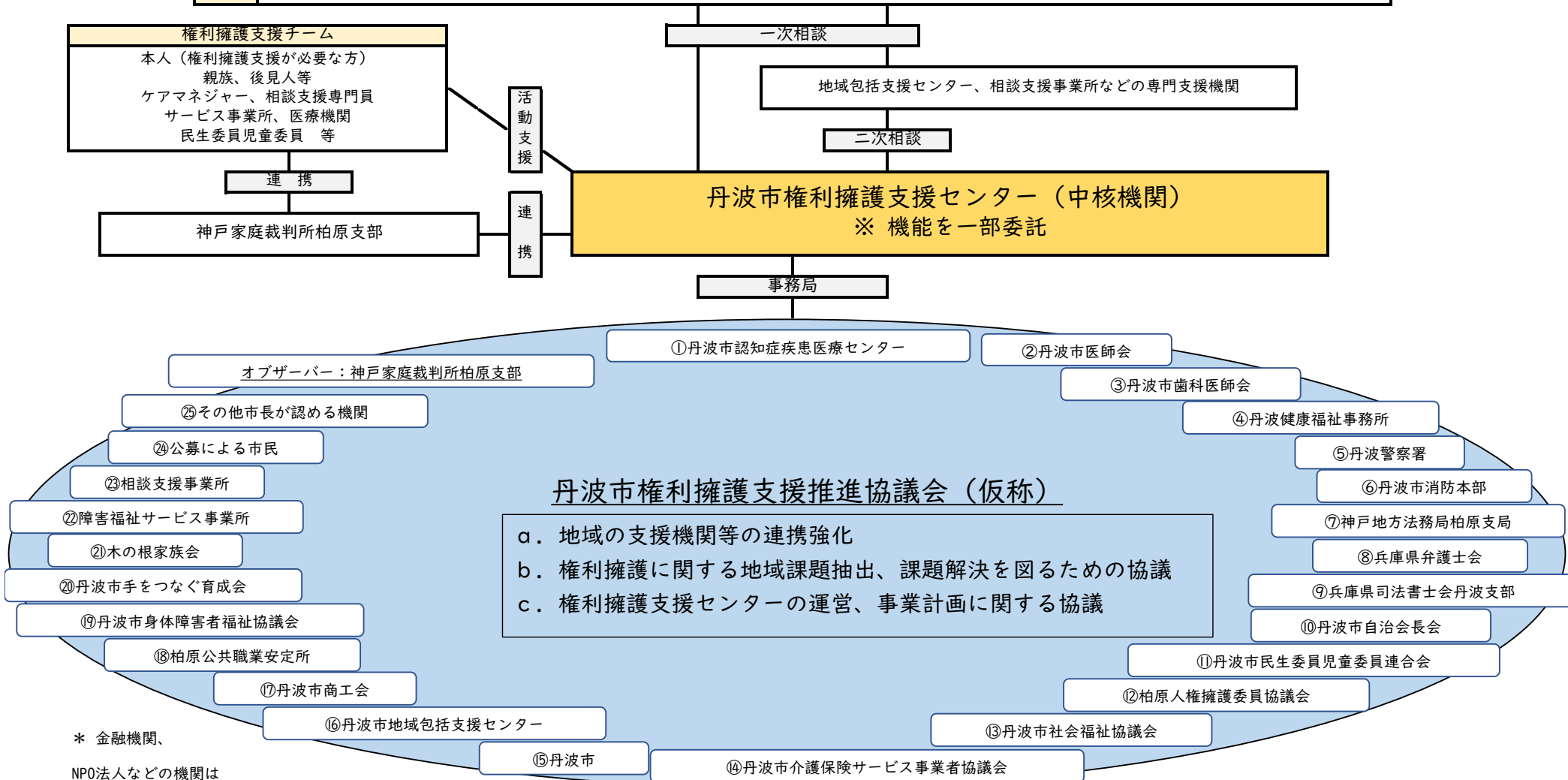


権利擁護支援体制のイメージ図（案）

資料3

対象者	(1) 認知症、精神障がいや知的障がい、病気などにより判断能力が不十分な方、またはそのおそれがある方 (2) 上記(1)の家族、関係者 (3) 上記(1)の支援者（各専門支援機関は二次的な支援）
-----	---



* 金融機関、

NP0法人などの機関は

課題や協議内容に応じて出席依頼